

特定非営利活動法人 HPT

訪問看護ステーション ポット東 運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人 HPT が開設する指定訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従事者（以下「看護師等」という）が要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護」という）の必要を認めた高齢者等に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション ポット東
- (2) 所在地 札幌市北区北28条西12丁目4番13号 北28条ビル2階

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師1名
管理者は、ステーションの従事者の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みに関わる調整業務と実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護師等 看護師9名
(常勤看護師6名「うち1名は管理者兼務」、非常勤看護師3名)
訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画所及び訪問看護報告書・介護予防訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。
理学療法士9名（常勤9名、非常勤0名）
作業療法士3名（常勤3名、非常勤0名）
在宅におけるリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

- * (1)(2)の対応について必要性がある場合は営業日、営業時間外の臨時対応を行う事とする。

(指定訪問看護の提供方法)

第6条 指定訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 指定訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者との連携を図る。

(指定訪問看護の内容)

第7条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、札幌市東区・北区・西区・中央区とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、指定訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて緊急応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(健康保険法の指定訪問看護の利用料)

第10条 訪問看護を提供した場合、基本利用料は、介護保険法、医療保険各法に基づく本人負担分を徴収するものとする。

- 2 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。

- 3 その他利用料として、次の額を請求する。

- (1) 保険適応外の訪問（退院当日、保険内訪問時間超過等）

30分あたり 4,000円

- (2) 営業日・営業時間以外の訪問看護料金：

休日 9:00~18:00 平日 18:00~翌 9:00 1日 1,000円

休日 18:00~翌 9:00 1日 2,000円

保険内訪問看護時間を超える場合は上記(1)(2)に準じる。

(3) 死後の処置料(亡くなられた後のご遺体のお世話等)

1回 10,000円

4 訪問看護に要した交通費は実費を徴収する。なお自動車の場合は、次の額を徴収する。

ア) ステーションから半径 500m以上 2km未満 100円

2km以上 4km未満 200円

4km以上 6km未満 300円

6km以上 8km未満 400円

8km以上 10km未満 500円

(2km毎に 100円追加)

イ) 公共交通機関、必要時の営業車 実費

(介護保険の指定訪問看護の利用料)

第 11 条 1) 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その本人負担分の額とする。

2) 第 8 条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費はその実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は第 10 条 4 に準じ徴収する。

3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(署名押印)をうけることとする。

4) その他の利用料として次の額を請求する。

* 保険適応外の訪問(退院当日)

30分あたり 4,000円

* 死後の処置料(亡くなられた後のご遺体のお世話等)

1回 10,000円

(虐待の防止に関する事項)

第 12 条 1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。

3) 虐待の防止のための指針を整備する。

4) 看護師等に対し、虐待の防止のために研修を定期的実施する。

5) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の適正化について)

第 13 条 利用者又は他人の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等に

ついて説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(ハラスメント対策に関する事項)

- 第 14 条 1) 利用者に対して安定した指定訪問看護を提供するため、職場及び訪問先・利用者宅におけるハラスメント防止のために必要な措置を講じる。
- 2) ハラスメント防止に関する相談窓口担当者を置く。
- 3) ハラスメント防止を徹底するため定期的な研修を年 1 回以上実施する。
- 4) ハラスメント防止のための指針を整備する。
- 5) 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員にあった場合には文書で通知する事により、直ちに契約を解除する事がある。

(衛生管理等について)

- 第 15 条 1) 感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
- 2) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 カ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
- 3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4) 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する

(業務継続計画の策定等について)

- 第 16 条 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し、当該「業務継続計画」に基づき、必要な措置を講じる。
- 2) 看護師等に対し、「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3) 定期的に「業務継続計画」の見直しを行い、必要に応じて「業務継続計画」の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第 17 条 1) ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- 2) 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
- 3) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人 HPT 理事会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。